



茨城県報

第 1 5 4 4 号

平成16年 2 月19日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 知事印の改刻 (総務課) 1
- 医療機関及び施術機関の指定、廃止及び変更 (厚生指導課) 2
- 医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課) 4
- 茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) 8
- 保安林の指定の予定 (林業課) 9

公 告

- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)10
- 都市計画の図書の縦覧 (3 件) (都市計画課)11
- 開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課)12
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所)12

告 示

茨城県告示第220号

知事印甲型を改刻したので、茨城県公印規則 (昭和39年茨城県規則第31号) 第 4 条の規定により、その印影及び使用の開始の期日を告示する。ただし、平成16年 3 月31日以前に茨城県公印規則第11条第 1 項の規定により知事印甲型を刷り込んだ帳票等については、残部を限度として使用することができる。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 印 影



2 使用の開始の期日 平成16年 4 月 1 日

~~~~~

## 茨城県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定、廃止及び変更したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| コ ー ド<br>名 称              | 所 在 地                                 | 診療科目等                                                        | 開 設 者         | 指定等<br>年月日       | 区分 |
|---------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------|------------------|----|
| 3631310<br>あさひ歯科クリニック     | 鹿島郡神栖町奥野谷8197                         | 歯科, 小児歯科, 矯正歯科                                               | 中島 誠吾         | 平成15年<br>10月31日  | 廃止 |
| 3631583<br>あさひ歯科クリニック     | 鹿島郡神栖町大字奥野谷8197                       | 歯科, 小児歯科, 歯科口腔外科, 矯正歯科                                       | 医療法人社団<br>中島会 | 平成15年<br>11月 1 日 | 指定 |
| 497<br>嶋崎整骨院              | 水戸市文京 1 - 8 - 12                      | 柔道整復                                                         | 嶋崎 千城         | 平成15年<br>12月31日  | 廃止 |
| 748<br>嶋崎整骨院              | 水戸市文京 1 - 8 - 12                      | 柔道整復                                                         | 嶋崎 淑彦         | 平成16年<br>1 月 8 日 | 指定 |
| 2230338<br>ホワイト歯科         | 鹿嶋市宮中 4 - 5 - 23                      | 歯科, 小児歯科, 歯科口腔外科                                             | 木村 昇          | 平成16年<br>1 月22日  | 廃止 |
| 4430027<br>川上歯科医院         | 北相馬郡藤代町片町258                          | 歯科                                                           | 川上 三郎         | 平成15年<br>12月29日  | 廃止 |
| 429<br>荒木接骨院              | 猿島郡境町1037                             | 柔道整復                                                         | 荒木 幸一         | 平成16年<br>1 月22日  | 廃止 |
| 198<br>岡野接骨院              | ひたちなか市高野643                           | 柔道整復                                                         | 岡野 健男         | 平成16年<br>1 月21日  | 廃止 |
| 3840612<br>うずら原薬局         | 稲敷郡阿見町荒川本郷字鶉原<br>2337 - 9             | 調剤                                                           | 有限会社正企        | 平成16年<br>1 月15日  | 指定 |
| 3110863<br>井出整形外科・内科クリニック | 東茨城郡茨城町小堤1143 - 1                     | 整形外科, 内科, 外科, 皮膚科, 泌尿器科, 肛門科, リハビリテーション科, リウマチ科, 胃腸科, アレルギー科 | 井出 誠          | 平成16年<br>1 月 6 日 | 指定 |
| 0142400<br>さくら薬局酒門店       | 水戸市酒門町字浜井場302 - 1                     | 調剤                                                           | クラフト株式会社      | 平成16年<br>2 月 2 日 | 指定 |
| 1740616<br>倉持薬局取手店        | 取手市新町 6 - 1 - 25                      | 調剤                                                           | 株式会社 倉持<br>薬局 | 平成16年<br>1 月28日  | 指定 |
| 4410585<br>医療法人社団景星会藤代病院  | 北相馬郡藤代町大字萱場225                        | 外科, 内科, 整形外科, 肛門科, 胃腸科, 小児科, 呼吸器科, 循環器科, リハビリテーション科          | 医療法人社団<br>景星会 | 平成15年<br>12月25日  | 指定 |
| 0830360<br>吉沢歯科クリニック      | 龍ヶ崎市砂町2733 - 1 サンライズ<br>おーむら 1 F      | 歯科, 矯正歯科, 小児歯科                                               | 吉沢 輝彦         | 平成16年<br>1 月15日  | 指定 |
| 0211607<br>さおとめ眼科         | 日立市本宮町 2 - 7 - 28                     | 眼科                                                           | 早乙女 俊一        | 平成15年<br>12月22日  | 指定 |
| 0113936<br>大場内科クリニック      | 水戸市酒門町275 - 3                         | 内科                                                           | 医療法人 青藍<br>会  | 平成16年<br>2 月 1 日 | 指定 |
| 2190030<br>訪問看護ステーションかけはし | ひたちなか市石川町20 - 1                       | 訪問看護                                                         | 株式会社日立製作所     | 平成16年<br>1 月22日  | 指定 |
| 2011930<br>つくば木の花クリニック    | つくば市東新井 2 - 1<br>K M S S - 2 202, 203 | 心療内科, 神経科, 精神科                                               | 山口 直美         | 平成16年<br>2 月 9 日 | 指定 |

| コ ー ド<br>名 称                          | 所 在 地             | 診療科目等                               | 開 設 者   | 指定等<br>年月日        | 区分 |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|---------|-------------------|----|
| 0211201<br>医療法人温仁会のうえ<br>クリニック        | 日立市多賀町 2 - 17 - 7 | 外科, 整形外科, 胃<br>腸科, 肛門科, 皮膚<br>科, 内科 | 医療法人温仁会 | 平成16年<br>2 月 2 日  | 変更 |
| 0190024<br>水戸市医師会訪問看護ス<br>テーションみと     | 水戸市河和田町107 - 6    | 訪問看護                                | 水戸市医師会  | 平成15年<br>11 月 1 日 | 変更 |
| 2410017<br>医療法人道守会会田記念<br>リハビリテーション病院 | 守谷市同地字仲山360       | 内科, 理学療法科,<br>皮膚科, 眼科, 放射<br>線科     | 医療法人道守会 | 平成16年<br>2 月 1 日  | 変更 |
| 0320879<br>浅野眼科内科医院                   | 土浦市中央 2 - 15 - 18 | 内科, 眼科                              | 浅野 瞳    | 平成16年<br>1 月14日   | 変更 |

茨城県告示第222号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定により, 次の医療機関を指定し, 同条第 4 項の規定により, 次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

| 名 称                      | 所 在 地                          | 指定年月日         |
|--------------------------|--------------------------------|---------------|
| 医療法人道守会会田記念病院            | 守谷市同地360                       | 平成15年 1 月24日  |
| 南山堂薬局波崎店                 | 鹿島郡波崎町土合本町 1 丁目9082— 5 —C<br>棟 | 平成15年10月 1 日  |
| 医療法人社団彩黎会ホームクリニックつく<br>ば | つくば市稲荷前31— 2 —105              | 平成15年10月 1 日  |
| 四倉医院                     | 東茨城郡常北町石塚1387— 3               | 平成15年11月 1 日  |
| 霞ヶ浦薬剤センター薬局              | 稲敷郡阿見町中央 3 丁目20番 2 号           | 平成15年11月12日   |
| 仲本内科クリニック                | 水戸市渋井町248— 2                   | 平成15年11月13日   |
| かみしき台薬局                  | ひたちなか市赤坂12389— 1               | 平成15年12月 1 日  |
| さわやか薬局                   | 鹿島郡鉾田町鉾田2475番地                 | 平成15年12月 9 日  |
| 井出整形外科・内科クリニック           | 東茨城郡茨城町小堤1143— 1               | 平成15年12月15日   |
| 医療法人隆仁会山王病院              | 西茨城郡岩瀬町岩瀬42番地                  | 平成15年12月26日   |
| オリオン薬局                   | 龍ヶ崎市市川原代町2643— 3               | 平成16年 1 月 6 日 |
| さくら薬局酒門店                 | 水戸市酒門町浜井場302— 1                | 平成16年 1 月26日  |

(辞 退)

| 名 称           | 所 在 地                          | 辞退年月日        |
|---------------|--------------------------------|--------------|
| 医療法人道守会会田記念病院 | 守谷市同地360                       | 平成15年 1 月23日 |
| 南山堂薬局波崎店      | 鹿島郡波崎町土合本町 1 丁目9082— 5 —C<br>棟 | 平成15年 9 月30日 |
| ホームクリニックつくば   | つくば市稲荷前31— 2 —105              | 平成15年 9 月30日 |
| 医療法人隆仁会山王病院   | 西茨城郡岩瀬町岩瀬42番地                  | 平成15年10月 7 日 |
| 四倉医院          | 東茨城郡常北町石塚1387— 3               | 平成15年10月31日  |

| 名 称         | 所 在 地                | 辞退年月日         |
|-------------|----------------------|---------------|
| 阿部内科医院      | 水戸市千波町2349— 6        | 平成15年10月31日   |
| 霞ヶ浦薬剤センター薬局 | 稲敷郡阿見町中央 3 丁目20番 2 号 | 平成15年11月11日   |
| 高山小児科涸沼医院   | 東茨城郡茨城町中石崎親沢217—12   | 平成15年11月20日   |
| かみしき台薬局     | ひたちなか市赤坂12389— 1     | 平成15年11月30日   |
| 今川薬局藤代中央店   | 北相馬郡藤代町下萱場1300       | 平成16年 1 月 1 日 |

茨城県告示第223号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工分室）において縦覧に供する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 （仮称）つくばクレオスクエア キュート

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻 1 丁目 6— 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成15年 7 月14日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|-----|-------|
| 未定          |     |       |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 4 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,921m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 517台

(イ) 駐輪場の収容台数 238台

(ウ) 荷さばき施設の面積 795m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 147 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

15箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時

キ 届出年月日

平成15年 6 月25日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 2 ヤマダ電機テックランド下館店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド下館店

下館市大字布川字田河内1249番21 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 7 月 3 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                   | 代表者氏名 |
|-------------|-----------------------|-------|
| 株式会社ヤマダ電機   | 群馬県前橋市日吉町 4 丁目40番地の11 | 山 田 昇 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 2 月20日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,705m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 126台

(イ) 駐輪場の収容台数 51台

(ウ) 荷さばき施設の面積 153m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 100 m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分～午後 9 時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成15年 6 月19日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 3 日立駅前ショッピングタウン

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立駅前ショッピングタウン

日立市幸町一丁目16番 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成15年 7 月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間110日は午前 9 時)

閉店時刻 午後 8 時 (年間180日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 (一部, 年間110日は午前 8 時45分) ～午後 8 時 (一部, 年間180日は午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時30分～午後10時30分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時～午後 7 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成15年 6 月27日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 4 エコス大洗店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス大洗店

東茨城郡大洗町磯浜字花立2535番地

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 7 月14日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 7 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成15年 6 月27日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 5 エコス笠間店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス笠間店

笠間市笠間195番地 1

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 7 月14日

## イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分

(変更後) 午前 7 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

## ウ 届出年月日

平成15年 6 月27日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 6 (仮称) 北竜台D街区商業施設

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 北竜台D街区商業施設

龍ヶ崎市小柴 1 丁目 7

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成15年 6 月23日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午後11時 (一部午後 9 時)

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分～午後11時

## ウ 届出年月日

平成15年 6 月 9 日

## 2 意見の概要

意見なし

## 茨城県告示第224号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程 (平成 3 年茨城県告示第128号) の一部を次のように改正する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

## (1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 貸付<br>期間        | 融 資 機 関                   | 資 金 種 類   |  | 加工流通施設整備資金                           |                                       |        | 保健機能増進施設整備資金                         |                                       |
|-----------------|---------------------------|-----------|--|--------------------------------------|---------------------------------------|--------|--------------------------------------|---------------------------------------|
|                 |                           | 貸 付 対 象 者 |  | A                                    |                                       | B      | A                                    |                                       |
|                 |                           |           |  | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>までの部<br>分 | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>を超える<br>部分 |        | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>までの部<br>分 | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>を超える<br>部分 |
| 7 年以内           | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 |           |  | 年1.70%                               | 年1.45%                                | 年1.20% | 年1.95%                               | 年1.70%                                |
|                 | 上記以外の場合                   |           |  | 年0.85%                               | 年0.60%                                | 年0.35% | 年1.10%                               | 年0.85%                                |
| 7 年を超え<br>8 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 |           |  | 年1.65%                               | 年1.40%                                | 年1.15% | 年1.90%                               | 年1.65%                                |
|                 | 上記以外の場合                   |           |  | 年0.80%                               | 年0.55%                                | 年0.30% | 年1.05%                               | 年0.80%                                |

|                   |                           |        |        |        |        |        |        |
|-------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 8 年を超え<br>9 年以内   | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.55% | 年1.30% | 年1.05% | 年1.80% | 年1.55% | 年1.30% |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.70% | 年0.45% | 年0.20% | 年0.95% | 年0.70% | 年0.45% |
| 9 年を超え<br>10 年以内  | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.45% | 年1.20% | 年0.95% | 年1.70% | 年1.45% | 年1.20% |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.60% | 年0.35% | 年0.10% | 年0.85% | 年0.60% | 年0.35% |
| 10 年を超え<br>11 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.35% | 年1.10% | 年0.85% | 年1.60% | 年1.35% | 年1.10% |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.50% | 年0.25% | -      | 年0.75% | 年0.50% | 年0.25% |
| 11 年を超え<br>13 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.25% | 年1.00% | 年0.75% | 年1.50% | 年1.25% | 年1.00% |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.40% | 年0.15% | -      | 年0.65% | 年0.40% | 年0.15% |
| 13 年を超え<br>14 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.15% | 年0.90% | 年0.65% | 年1.40% | 年1.15% | 年0.90% |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.30% | 年0.05% | -      | 年0.55% | 年0.30% | 年0.05% |
| 14 年を超え<br>15 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.05% | 年0.80% | 年0.55% | 年1.30% | 年1.05% | 年0.80% |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.20% | -      | -      | 年0.45% | 年0.20% | -      |

(注) 1 「A」とは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の A をいう。

2 「B」とは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の B をいう。

#### 付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年 1 月26日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

~~~~~

茨城県告示第225号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- (1) 指定を予定している森林の所在場所

日立市諏訪町字芳立1394・1394の 6 ・1394の 7 ・字大沢1285・1285の 1 ・1285の 2 ・1285の 3 （以上 7 筆。

次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的

干害の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定を予定している森林の所在場所

日立市諏訪町字芳立1394・1394の6・1394の7・字大沢1285・1285の1・1285の2・1285の3（以上7筆。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

公衆の保健（兼種）

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び日立市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

●管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により指定する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

財団法人 理容師美容師試験研修センター 理事長 金田一郎

2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎内

財団法人 理容師美容師試験研修センター茨城県支部

電話 029 (228) 2330

3 講習期間及び日程

平成16年 5 月17日から平成16年 6 月 1 日までの間の次の3日間

日 程	年 月 日	午 前	午 後
第 1 日	平成16年 5 月17日	衛 生 管 理	衛 生 管 理
第 2 日	平成16年 5 月18日	衛 生 管 理	衛 生 管 理
第 3 日	平成16年 6 月 1 日	公 衆 衛 生 学	公 衆 衛 生 学

4 講習会場の名称及び所在地

茨城県水戸市常磐町 2 - 3 - 37

茨城県理容会館 会議室

5 講習予定人員

100名

6 講習料

1 人 14,000円

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、瓜連町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（ 3 ・ 5 ・ 98 駅南停車場線）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、茨城町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域の変更（茨城中央工業団地地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、茨城町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画の決定 (茨城中央工業団地地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 2 月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村白方字北原1295番 1

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場766番地 4 (三光ハイツ C - 102号)

篠 原 優

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字上石崎字渡戸後513番54

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字上石崎4587番地 5

小 川 かおり

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鉾田町鉾田字七峯763番 1, 同番12, 同番13

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鉾田町大字25番地

有限会社 箕輪石油店

代表取締役 箕 輪 安 耕

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市川原代町字文間通5563番 1, 同番 2, 同番 5, 同番 6, 5564番 2, 5574番 2, 同番 4

2 事業主の住所及び氏名

岩井市大字岩井4215番地 1

株式会社 すぎのや

代表取締役 飯 田 博

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成16年 1 月25日以降無効とする。

平成16年 2 月19日

茨城県高萩県税事務所長 忽 滑 谷 隆

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び氏名
船 舶	200リットル	H340519 ~ H340520	2 枚	平成15年 8 月 1 日 ~ 平成16年 1 月31日	北茨城市大津町北町 3 - 2 - 16 関彰商事株式会社 大津営業所

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)